

## (仮称) C E F 福島黒佛木ウインドファーム事業環境影響評価方法書に対する意見

**1 総括的事項について**

- (1) 環境影響評価の実施に当たっては、最新の知見を基に適切な評価手法を採用するとともに、調査項目及び調査手法等についても適時見直しを行なうこと。
- (2) 環境影響評価を行なう地点、区域については、より広範囲に設定するとともに、選定理由及び調査手法等の妥当性について、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に、項目ごとに示すこと。
- (3) 低周波音などの生活環境への影響について予測・評価をする場合は、周辺の民家及び集落の位置を明確に示すこと。
- (4) 全国的に強風や落雷等による破損・倒壊事故が発生していることから、予防対策を示すとともに、事故が起きた場合の周辺環境への影響についても予測・評価すること。
- (5) 工事で使用する建設機械の種類及び数量、風力発電機器等の輸送ルート、輸送車両の種類及び数量並びに風力発電施設の配置は、環境影響を予測・評価するに当たって重要な項目であることから、準備書にそれらの計画を詳細に示すこと。
- (6) 風力発電設備の輸送に伴い実施する搬入用道路の整備について、必要に応じて環境影響評価の対象とすること。
- (7) 送電ルート及び送電線の埋設工事計画を、詳細に準備書に示すとともに、必要に応じて環境影響評価の対象とすること。また、併せて、地下埋設する送電線の漏電及び電磁波等の安全性についても示すこと。

**2 大気環境について（大気（粉じん等）・騒音・振動・低周波音）**

- (1) 『送電線の敷設工は環境影響要因から除外した』としているが、道路敷地内の埋設工事時に実施される路盤破碎及び掘削などの作業等に由来する「粉じん」、「騒音」、「振動」については、必要に応じて予測・評価すること。
- (2) 風力発電施設の稼働に伴う周辺住居への「低周波音」、「騒音」の影響については予測・評価を行うとしているが、施設稼働時における「振動」についても影響が懸念されることから、環境影響評価項目に追加すること。  
また、「低周波音」、「騒音」、「振動」について予測・評価する区域をより広範囲に設定するとともに、最新の知見を基に適切な評価手法で環境影響評価を実施すること。

**3 水環境について（水質汚濁・水枯れ）**

- (1) 水の濁りについては環境影響評価を行なうとしているが、施設の建設や稼働の際に実施す

る作業及び使用する資材・消耗品について、より詳細に検討し、必要に応じて各種汚濁物質濃度についても予測・評価すること。

- (2) 施設の建設及び稼働に係る用水量・排水量及び水質汚濁防止対策を具体的に示した上で、予測・評価すること。
- (3) 地下水及び下流河川の利用状況を調査するとともに、施設の建設及び稼働に伴う排出水の影響が想定される範囲について、明確に準備書に示すこと。

#### 4 その他の環境について（電波障害）

- (1) 本事業で設置する風力発電機等による電波障害については、できるだけ定量的でわかりやすい評価をすること。

#### 5 動植物・生態系について

- (1) 実施区域及びその周辺に生息する動植物の特色を適確に把握し、十分な方法や期間を用いて事前に調査するとともに、施設の建設工事及びその存在が、バードストライク等の動植物の生育に与える影響について、関連する情報の収集に努め、予測・評価すること。
- (2) 建設資材の運搬に伴う道路の拡張工事や現場事務所及び資材置場の設置に伴い使用する敷地については、その周辺に生息する動植物の特色を適確に把握し、十分な方法や期間を用いて事前に調査するとともに、工事や設置を行うことにより、その生育に与える影響について、関連する情報の収集に努め、予測・評価すること。

#### 6 廃棄物について

- (1) 産業廃棄物及び副産物の発生の過程又は保管の中で想定される大気汚染（粉じんを含む。）、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭について検討し、必要に応じて予測及び評価すること。
- (2) 基礎掘削で発生する土砂等の建設副産物は場外に排出しない取扱いとしているが、どのように対処するのか準備書に示すこと。